

子育て情報 携帯メールサービスを ご利用ください

問合せ こども課育成支援係

子育て情報を携帯電話にメールでお届けするサービスです。市が提供しているさまざまな子育て支援サービスの内容などを携帯電話で広く案内します。

情報は希望する年齢ごとに分けて配信しますので、毎日の生活に是非お役立てください。

区分

①妊婦～3歳未満②3歳～就学前③小学生以上④子どもに関連すること全般

配信内容

子育て支援センターや児童センターなどの各種イベント、保健センターで実施する各種健診や予防接種、各種手当などの案内

登録方法

①携帯から空メール送信

QRコードを携帯電話のバーコードリーダーで読み取るか、次のアドレスへ空メールを送信してください。



✉hekinan-kosodate@aej.jp

※こども課ホームページにも記載しています。

②登録の案内メールが届きます。

登録フォームへ進みます。

③利用者登録情報を入力します。

④登録完了メールが届きます。

※通信用料・通話料などは利用者負担です。

(メール例)

イベント情報について

事業名：たなばた会
日時：7月〇日15:00～
場所：ららくるにしばた

詳しくは、ららくるにしばたまでお問い合わせください。☎0566-43-3434

予防接種について

種別：B・C・G（結核）
受付：3月〇日14:00～14:30
場所：保健センター
対象：平成〇年〇月1日～15日生の児
詳しくは、保健センターまでお問い合わせください。☎0566-48-3751



児童扶養手当額の改正

問合せ こども課育成支援係

児童扶養手当の手当額を8月分より改正します。

	児童数	手当月額	
		改正前	改正後
全部支給	1人	42,330円	変更なし
	2人	47,330円	52,330円
	3人目～	50,330円～	58,330円～ (1人増すごとに6,000円加算)
一部支給	1人	9,990円～42,320円	変更なし
	2人	14,990円～47,320円	14,990円～52,310円
	3人目～	17,990円～50,320円	17,990円～58,300円 (1人増すごとに3,000円～5,990円加算)

児童扶養手当・県遺児手当・市こどもすこやか手当の

現況届の受付

問合せ こども課育成支援係

父または母のいない児童を養育している保護者に支給している手当です。

手当を受けている人は、毎年8月中旬に現況届を提出する必要があります。現況届を提出しないと、8月以降の手当が受けられません。

また、現況届は市役所でお渡しし、その場で書いてもらいます。必ず案内文をご持参ください。

とき 8月5日(金)、8日(月)・9日(火) 9時～19時30分

※都合が悪い人は、8月31日(水)までにこども課育成支援係へお越しください。

ところ 市役所2階談話室4・5

持ち物 ①印鑑②送付された案内文③児童扶養手当証書（児童扶養手当の支給を受けている人のみ）④案内文に記載されているもの（光熱費の領収書などの原本を提出できない場合、あらかじめ写しを取り、持参）